

軽自動車税減免について

身体や精神に障がいのある方のために使用される軽自動車税を減免します。

1 減免の対象となる車両

- ①心身障がい者本人・生計を一にする方・常時介護する方が所有する軽自動車等
- ②構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車
- ③公益のために直接専用する軽自動車等

※心身障がい者の方1人につき1台（自動車、バイク等を含む）です。



2 減免要件

運転者	要件等
障がい者本人が運転する場合	障がい者本人が所有する軽自動車等
障がい者と生計を一にする方、常時介護する方が運転する場合	障がい者が同乗して使用される必要があります（通学・通院・通所等）

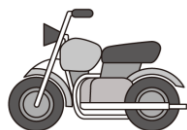
3 減免の対象となる障害の範囲

①身体障害者手帳

障害の部分		障害の級別	
		障がい者本人運転の場合	生計同一者または常時介護者運転の場合
身体障害者手帳	視覚障害	1～4級	1～4級
	聴覚障害	2・3級	2・3級
	平衡機能障害	3級	3級
	咽頭摘出による音声機能障害	3級	—
	上肢不自由	1・2級	1・2級
	下肢不自由	1～6級	1～3級
	体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
		移動機能	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱または直腸機能障害	1・3級	1・3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	1～3級
	肝臓機能障害	1～3級	1～3級

注）2つ以上の障害が重複し、手帳の級別の表示が上の級（1級以外）になっている場合は、個別の障害により判断します。

例えば、級別の表示が6級であっても、これを個別の障害ごとに判断すると上肢7級・下肢7級となる場合には、減免になりません。



毎年、納期限7日前までに
申請してください。

裏面へつづく⇒

②戦傷病者手帳

障害の部分		障害の級別	
		障がい者本人運転の場合	生計同一者または常時介護者運転の場合
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	咽頭摘出による音声機能障害	特別項症～第2項症	—
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢不自由	特別項症～第6項症及び第1～3款症	特別項症～第3項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症及び第1～3款症	特別項症～第4項症
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱または直腸機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

③療育手帳

	障がい者本人運転の場合	生計同一者または常時介護者運転の場合
手帳の等級	A・A1・A2	A・A1・A2

※手帳の有効期間についてご確認ください。

④精神障害者保健福祉手帳

	障がい者本人運転の場合	生計同一者または常時介護者運転の場合
手帳の等級	1級	1級

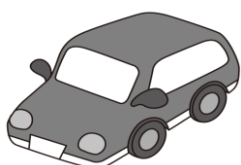
※手帳の有効期間についてご確認ください。

4 減免申請の方法

納期限7日前までに、下記の書類を添えて税務課に申請してください。

- ①減免申請書（税務課窓口にあります）
- ②身体障害者手帳等
- ③運転免許証
- ④印鑑
- ⑤軽自動車税納税通知書
- ⑥自動車検査証（車検証）
- ⑦常時介護証明書（常時介護されている方等が運転する場合のみ）
- ⑧個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※心身障がい者と生計を一にする方や、常時介護する方が心身障がい者本人と別世帯の場合住民票等の別途書類が必要となります。



毎年申請が必要です！

提出先・問合せ先
益子町総務部税務課
電話 72-8832